

山辺・県北西部広域環境衛生組合  
新ごみ処理施設整備検討委員会公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置要綱第9条に基づき検討委員会の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開または非公開の決定)

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。

2 山辺・県北西部広域環境衛生組合情報公開条例（山辺・県北西部広域環境衛生組合条例第11号）第8条に掲げる情報を取り扱う場合、または会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営及び審議に支障が生ずると認められる場合は、会議を非公開とする。

3 検討委員会委員長（以下「委員長」は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(検討委員会開催の周知)

第3条 検討委員会の開催にあたっては、開催日の1週間前までに、開催日時、場所等を山辺・県北西部広域環境衛生組合ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

(傍聴できる者)

第4条 何人も、この要綱に定めるところにより、公開の検討委員会を傍聴することができる。

(傍聴者の定員及び傍聴席の確保)

第5条 傍聴者の定員は、会議室の広さ等を勘案して委員長が定めるものとし、傍聴者のために傍聴席を確保するものとする。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所、氏名及び年齢を自署した上で委員長に提出し、事務局職員の指示を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、検討委員会の30分前からとする。

3 傍聴希望者が定員数を超えた場合は、傍聴者受付簿順に、傍聴者を決定するものとする。ただし、報道関係者を除く。

4 傍聴希望者が定員数に達していない場合においても、会議開会後に新たな傍聴希望者の受付は行わない。

5 受付においては、傍聴者の遵守事項等を記載した「傍聴者のみなさまへ」及び会議次第を配布するものとする。

(傍聴券の発行)

第7条 検討委員会は、傍聴者に対して傍聴券を発行する。

2 傍聴券の発行を受けた者は、会議が終わったときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席以外の入場の禁止)

第8条 傍聴者は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物や旗、幕等を所持している者。

- (2) 会議の進行を妨げるおそれのある拡声器や録音機、写真機等を所持している者。ただし、委員長の許可を得た者は除くものとする。
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者。
  - (4) 会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。
  - (5) 次項の規定による質問に応じない者。
  - (6) その他委員長が別に定める者。
- 2 委員長は、必要があると認めた時は、傍聴者に対し、事務局職員に前項第1号及び2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第10条 傍聴者は、傍聴席においては静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない

- (1) 傍聴者は、会議において発言をすることはできないものとする。ただし、委員長が必要と認めたときはこの限りではない。
- (2) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影・録音等の禁止)

第11条 会議での発言は、その趣旨と表現方法が異なることがあり、誤解を招くおそれがあることから、傍聴者は、傍聴席において録画・録音等をしてはならない。また、写真撮影については、会議の進行を妨げるおそれがあることから、事前に委員長の許可を得た場合を

除き撮影をしてはならない。

(指示)

第 12 条 傍聴者は、委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第 13 条 傍聴者は、次の場合には速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が会議を公開しない旨を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者が、この要綱に違反したことに対する委員長の命令に従わないとき。

2 前項第 2 号の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。また、以後においても傍聴席に入ることはできないことがある。

(会議録の作成等)

第 14 条 検討委員会は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議録を作成する。

- 2 検討委員会は、会議を公開した場合には、会議録の確定後、山辺・県北西部広域環境衛生組合ホームページに掲載する。
- 3 検討委員会は、会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後、会議の概要を作成した上で、山辺・県北西部広域環境衛生組合ホームページに掲載する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。